

青森の煌めきあおもり国民スポーツ大会セーリング競技大会

JAPAN GAMES Sailing



サポートチーム規程（STR）

1 総則

- 1.1 このサポートチーム規程（以下「STR」という。）は、支援者が大会の会場内（陸上及び水上）にいる間常時適用される。
- 1.2 STR は、レース公示(以下「NoR」という。)に規定された大会の期日（計測を含む）の間適用される。
- 1.3 STR においては、次の定義が適用される。
 - 1.3.1 “支援者（サポートパーソン）”とは、RRS 定義にて定められた人物をいう。
 - 1.3.2 “サポートチーム”とは、各競技者に関連している支援者の集団をいう。
 - 1.3.3 “支援者艇（サポートボート）”とは、サポートチームの管理又は監督下にある船舶をいう。
- 1.4 主催団体は、いつでも支援者艇が STR に従っているかを確認するために検査を行うことがある。支援者艇の責任者は検査に協力しなければならない。
- 1.5 主催団体は、いつでも STR を変更することがある。変更は公式掲示板に掲示される。
- 1.6 主催団体は、その裁量で、適切でないと考える支援者艇の登録を取り消すことがある。

- 1.7 全ての支援者、ドライバー及び支援者艇は、9月2日9時半から開始され、9月3日の9時半までにレース委員会事務局で登録し、識別旗の貸与を受けなければならない。また、貸与された識別旗は、9月7日の13時までにレース委員会事務局に返却しなければならない。
 - 1.7.1 各支援者艇はインシデント毎に少なくとも 1億円（又は同等の）を補償する有効な第三者賠償責任保険に加入していなければならない。
 - 1.7.2 支援者艇のドライバーは登録されたサポートチームのメンバーでなければならない。
 - 1.7.3 主催団体が用意した無線機を、支援者艇の責任者は出艇申告から帰着申告まで、通信可能な状態で無線機を保持しなければならない。（Addendum A）
- 1.8 支援者艇は、水上では常時、主催団体から貸与された識別旗を水面より1.5m以上の高さで支援者艇に掲揚しなければならない。

2 搬入および停泊

- 2.1 支援者艇は、艇を水面に浮かべる際は指定された斜路／区域を使用すること。艇を浮かべたら、トレーラーは直ちにトレーラー置き場又は主催団体に指示された場所に移動すること。
- 2.2 登録された支援者艇のみが大会会場に入ることを許される。
- 2.3 使用している場合を除き、支援者艇は会場で割り当てられたエリアに適切に係留するものとする。

3 安全

- 3.1 支援者艇は、法定備品に加えて以下を艇に積み込んでいなければならない。
 - 3.1.1 主催団体から貸与された識別旗
 - 3.1.2 主催団体が用意した無線機
 - 3.1.3 レース海面の深さに対応する適切なアンカー及び索具〈ロープ等〉
 - 3.1.4 曳船用ロープ（長さ15メートル以上で直径10ミリメートル以上、2本）
 - 3.1.5 競技者確保済を識別するための主催団体が用意するカラーリボン
- 3.2 エンジンを使用しギアが入っている時は、常時キルコードをしっかりとドライバーに取り付けていなければならない。
- 3.3 乗員はレスキュー活動ができる体制でなければならない、また艇の定められた最大搭載人員制限の1/2を超えてはならない。
- 3.4 支援者艇の登録されたドライバーを含む支援者は、レースオフィシャルズの権限にて与えられた指示に従わなければならない。これには要請された場合の救助作業を含む。
- 3.5 支援者艇のその当日のドライバーは、出艇・帰着申告所で出艇・帰着申告をしなければならない。また、当日の乗員全ての名前を出艇申告書に記載しなければならない。
- 3.6 主催団体から貸与される無線機は、出艇申告時に受け取り、帰着申告時に返却しなければならない。
- 3.7 支援者艇は、競技者同様に SI 6.2 に従わなければならない。

4 支援者艇の待機エリア及び制限エリア

- 4.1 支援者艇の待機エリアを Addendum B に示し、制限エリアを Addendum C に示す。
- 4.2 支援者艇は最初にスタートする種別・種目の準備信号から一連のレースの最後にスタートする種別・種目のスタート信号までの間、待機エリアのコース・サイドではない側にいなければならない。
- 4.3 支援者艇は最初にスタートする種別・種目の準備信号からすべての艇がフィニッシュまたはリタイアするか、または

レース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで制限エリアに侵入してはならない。但し、危険な状態にある艇または乗員の救助を行う場合やレース委員会またはプロテスト委員会の要請があった場合を除く。

- 4.4 引き続きレースが行われる場合には、支援者艇は引き続き STR 4.2 に従わなければならない。
- 4.5 シグナルボート及び運営船に V 旗が掲揚された場合、支援者艇は救助のために制限エリアに入ることができる。

5 特別安全規程

- 5.1 レース委員会は、競技者の安全確保のため支援者艇に救助協力を要請する場合、V 旗を掲揚する。その場合、支援者艇はレース委員会からの無線による指示に従い、競技者の救助に協力しなければならない。これは RRS 37 を変更している。
- 5.2 STR 1.7.3 にて主催団体から貸与された無線機は、常時スイッチを入れた状態で保持し、指定のチャンネルで安全交信のみに用いること。
- 5.3 乗員を救助し艇を艇体放棄する場合、支援者艇はその艇のバウへ STR 3.1.5 に規定されたカラーリボンを取り付けること。
- 5.4 V 旗掲揚の有無に関わらず、支援者艇は危険な状態にある艇または乗員を救助しなければならない。

6 支援者艇の電子機器

- 6.1 支援者艇は、STR1.7.3 に記載された無線機のみ搭載することができる。
- 6.2 支援者艇及びサポートチームメンバーは、下記の電子機器以外は持ち込み使用してはならない。
携帯電話、ビデオカメラ、写真機、風速計、風速計器、電子位置システム（GPS）
- 6.3 主催団体より電子位置システムが提供された場合、主催団体の指示に従い水上にいる間常時搭載すること。

7 支援者艇の責務

- 7.1 支援者艇及び支援者艇のメンバーは、NOR 及び SI に規定された事項のほか、STR 1.7 の登録と同時に STR が適用されることに同意したものとする。

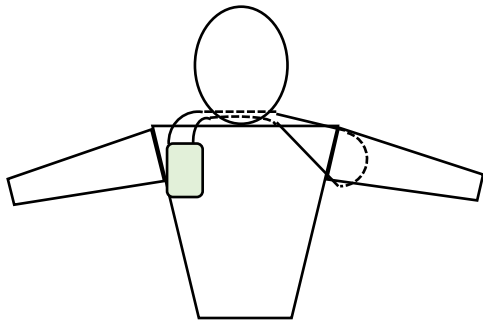
STR Addendum A

無線機の装着方法(参考)

下図のように装着していただくと、ドライビング中でも聞き取り易くなります。

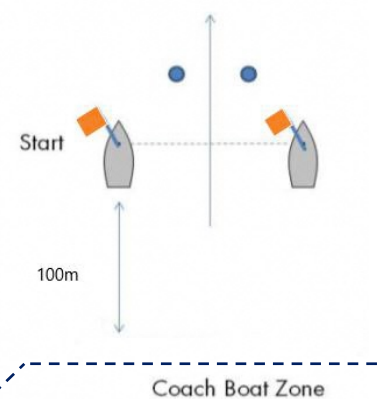
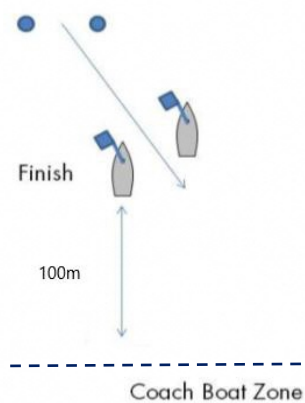
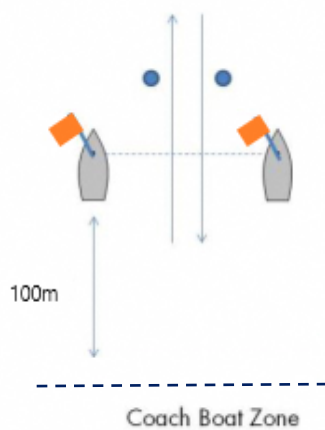
※右の耳元に無線機を保持する場合

- ① ベルトを左の腕にベルトを通す
- ② 無線機を頭の後ろを回し右の胸の前に降ろす
- ③ 右手で操作しやすい位置（鎖骨の辺り）にベルトの長さを調節



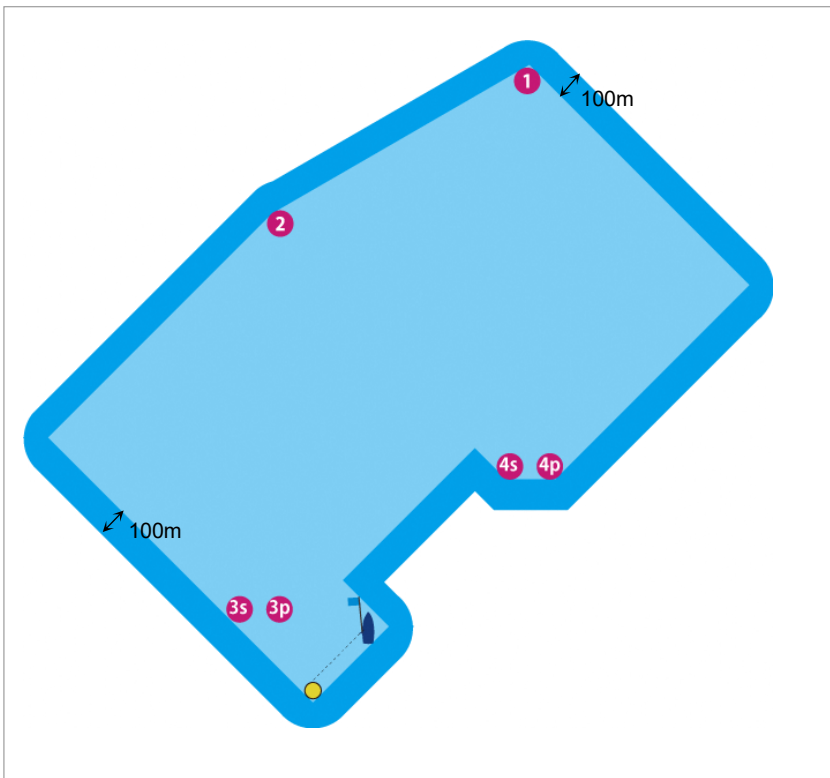
☆無線機が耳元にあるため、リポートを運転していても傍受が可能

STR Addendum B Waiting areas



STR Addendum C Restricted areas

Course O/I



Course LR

